

琉大医総第 437 号
平成 26 年 12 月 24 日

沖縄県病院事業局長 殿

沖縄県がん診療連携協議会議長
琉球大学医学部附属病院長
國 吉 幸 男

新たな「がん診療提供体制」への対応について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当協議会においては、「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」（平成 26 年 1 月 10 日付け健発 0110 第 7 号厚生労働省健康局長通知）（以下、「指針」という。）を踏まえ、これまでの間、本県における当該新指針の下での新たな「がん診療提供体制」のあり方やその移行に向けた対応等について、重点的に検討を行ってきたところであります。

その中で、貴管下の県立病院のうち、県立中部病院においては、「地域がん診療連携拠点病院」の指定更新、また、県立宮古病院及び県立八重山病院においては、「地域がん診療病院」の新規指定に向け、取り組むこととしております。

また、前述の指定等と併せ、今回の改正により新設されました拠点病院間のグループ指定についても、下記 1 と 2 のとおり行うことを確認したところであります。

つきましては、貴管下の関係県立病院において、この新たな「がん診療提供体制」への対応に向けた人員体制等の整備について十分ご配慮いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 北部地区医師会病院（地域がん診療病院）及び那覇市立病院（地域がん診療連携拠点病院）
- 2 県立中部病院（地域がん診療連携拠点病院）、県立宮古病院（地域がん診療病院）及び県立八重山病院（地域がん診療病院）